

特別養護老人ホーム スウィート・ハート・ホーム

短期入所生活介護事業

管理運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ザ・ハート・クラブが設置経営する特別養護老人ホーム スウィート・ハート・ホームにおいて行う介護保険法に基づく指定短期入所生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(施設の名称及び所在地)

第2条 本施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称：特別養護老人ホーム スウィート・ハート・ホーム（以下、「施設」という）

所在地：高知県高知市朝倉甲64-1

(利用定員)

第3条 施設の利用定員は16名とする。

(基本方針)

第4条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、入浴、排泄、食事等の日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(職員)

第5条 本施設に勤務する管理者及び職員等の職種及び基本的な職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 医師 医師は入所者に対して健康管理及び療養上の指導及び処置を行う。
- ③ 生活相談員 生活相談員は、入所者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、施設内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携を行う。
- ④ 看護職員 看護職員は、入所者の健康状態を的確に把握するとともに、医師の支持に基づき、健康保持のための適切な処置を行う。
- ⑤ 介護職員 介護職員は入所者の心身の状況等を的確に把握し、入所者に対し、適切な介護を行う。
- ⑥ 管理栄養士 管理栄養士は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事の献立を作成するとともに、入所者に対する栄養指導を行う。
- ⑦ 機能訓練指導員 機能訓練指導員は、入所者が日常生活を営むのに必要な機能の改善または維持する為に必要な機能訓練を行う。

- ⑧ 介護支援専門員 短期入所生活介護作成に関する業務を行う。
 - ⑨ 事務員 経理、人事、企画その他連絡調整の業務を行う。
- 2 各職種の日常業務の細部については理事長が別に定める。

(職員の配置)

第6条 職員については、指定介護福祉施設の利用定員を合算した利用定員の下、指定基準以上の職員を配置する。配置職員数については、重要事項説明書に定める人数とする。

2 職員は、指定介護福祉施設との兼務とする。

職種	指定基準	配置基準	備考
1. 施設長（管理者）	1名	指定基準以上	兼務
2. 事務長・事務員		指定基準以上	兼務
3. 介護職員	看護職員と合算し、利用者に対して常勤換算方法で3：1の人員	指定基準以上	
4. 生活相談員	1名	指定基準以上	
5. 看護職員	常勤換算方法で3名	指定基準以上	
6. 機能訓練指導員	1名	指定基準以上	兼務
7. 介護支援専門員	1名	指定基準以上	兼務
8. 医師	必要数	指定基準以上	
9. 管理栄養士	1名	指定基準以上	

※ 常勤換算方法：職員それぞれの週あたり勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数。

(短期入所生活介護の開始と終了)

第7条 施設はあらかじめ指定短期入所生活介護利用契約を締結した利用者が下記の理由で一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある際にサービスを提供する。

- 一 利用者の心身の状況
- 二 利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張
- 三 利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減

(短期生活介護の内容)

第8条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

① 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

- ア 排泄の介助
- イ 移動の介助
- ウ 着替え、整容の介助
- エ その他必要な身体の介護

- ② 入浴サービス
利用者の心身の状況に応じた方法で、1週間に2回の入浴または清拭を行う。
- ③ 食事サービス
栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供し、利用者の状況に応じた介助を行う。
- ④ 健康管理
利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための処置を行う。
- ⑤ 機能訓練サービス
利用者が日常生活を営むに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。
- ⑥ 送迎サービス
心身の状態、家族の事情により送迎を必要としている利用者については専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。
- ⑦ 相談助言に関すること
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(短期入所介護計画の作成等)

- 第9条 短期入所生活介護の提供を開始する際に、おおむね4日以上の利用が予定されている利用者に対し、その心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に短期入所生活介護計画を作成する。
- 2 短期入所生活介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
 - 3 利用者に対し、短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(短期入所生活介護の利用料)

- 第10条 本施設が提供する指定介護の利用料は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料及び体制に関する加算額から介護保険給付費額を除いた金額に滞在費、食費を加えた額(自己負担額)とする。
- 地域内送迎サービス費、機能訓練費については重要事項説明書に定める額とする。
- 2 滞在費、食費の利用料金は、厚生労働大臣が定める費用の額(基準費用額)とする。ただし、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している額とする。
 - 3 次に掲げる項目については、別に重要事項説明書に定める利用料金の支払いを受ける。
 - ① 特別な食事の提供
 - ② 理美容代
 - ③ 前各号に掲げるものの他、短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用(ただし、オムツ代は除く。)
 - 4 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対し

て必要な資料を掲示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。
また、あわせて、その支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受ける。

5 利用料については、サービス利用終了後7日以内に、現金又は銀行口座振込みにより、支払いを受ける。

(通常を送迎実施区域)

第11条 通常を送迎サービスの実施区域は次のとおりとする。

高知市鴨田地区、朝倉地区、旭地区、上街地区

(利用の中止)

第12条 利用者が利用期日前に利用の中止を申し出た場合は、急病等やむを得ない事由を除き、重要事項説明書に定める取消料の支払いを受ける。

(設備使用上の注意)

第13条 利用者は施設の設定、居室、備品について、その本来の用途に従い利用しなければならない。

2 故意又は重大な過失により、施設の設定、居室、備品を破損した場合は、利用者による自己負担により現状に復すか、あるいは、相当の対価の支払いを求める場合がある。

(その他利用に当たっての留意事項)

第14条 利用者は施設において以下の各号の行為を行うことが出来ない。

- ① 施設職員や他の利用者に対する宗教活動及び政治活動並びに営利活動
- ② 喫煙スペース以外での喫煙
- ③ 飲酒(ただし、施設が特に提供する場合を除く。)
- ④ 別紙重要事項説明書に定めている物品の持込

2 利用者に対する面会時間は、施設が事前に認めた場合を除き、原則として、9時より、19時までとする。

(サービスの提供記録)

第15条 指定短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該短期生活介護について、利用者に代って支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持及び個人情報)

第16条 本施設の管理者及び職員は、業務上知り得た入所者または、家族の秘密保持を厳守する。

2 管理者及び職員であった者が、業務上知り得た入所者または家族の秘密を洩らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

3 施設及び管理者、職員は別に定める「個人情報取扱い規程」、「個人情報に関する文書等管理規程」、「個人情報にかかる開示申請等に関する規程」を遵守し、その都度必要な措置を講

ずる。

(苦情処理)

第17条 提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第18条 利用者に対する短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行う。

(衛生管理)

第19条 短期生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応方法)

第20条 短期入所生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた時は速やかに家族並びに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な処置を講ずる。

(非常災害対策)

第21条 短期生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等の連携方法を確認し、災害には非難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第22条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

② 虐待の防止のための指針を整備する。

③ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設はサービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第23条 職員の質の向上を図るため、研修の機会を設ける。

2 施設はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

附則

この規程は平成12年4月1日より施行する。

平成15年 4月 1日一部改正

平成17年10月 1日一部改正 (利用料金、個人情報)

平成21年 4月 1日一部改正 (利用料)

平成24年 3月 1日一部改正 (利用定員)

令和 5年 4月 1日一部改正 (虐待防止に関する事項)